

・本件意見募集は、情報通信行政・郵政行政審議会において行われたものです（案件番号145210178）。

・提出された意見を踏まえて修正を実施しました（（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令、令和5年総務省告示第291号（電気通信事業法第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を改正する告示）附則）。

・用語や規定の整理、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令、令和5年総務省告示第291号（電気通信事業法第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を改正する告示）。